

# 堺市地域医療情報ネットワーク運用規程

## (目的)

第1条 この規程は、堺市地域医療情報ネットワーク運営協議会（以下「協議会」という。）が運営する堺市地域医療情報ネットワークシステムの安全かつ合理的な運用を確保し、診療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用施設 堺市地域医療情報ネットワークシステムを利用して診療情報の公開、及び参照、その他機能を利用する以下の施設をいう。

- ・病院（医療法1条の5第1項）
- ・診療所（医療法1条の5第2項）
- ・調剤薬局（医薬品医療機器等法第2条12項）
- ・介護老人保健施設（医療法1条の6）
- ・居宅等医療提供施設等（医療法16条の2第2項）
- ・地区医師会
- ・地区歯科医師会
- ・協議会に参加した自治体等公的機関

(2) 公開施設 利用施設のうち、診療情報を公開する施設をいう。

(3) 参照施設 利用施設のうち、診療情報を参照する施設をいう。

(4) 利用者 協議会会長から ID、パスワードの交付を受け、当該施設内で堺市地域医療情報ネットワークシステムを利用する職員をいう。

## (運営管理者等)

第3条 堺市地域医療情報ネットワークシステムの運営管理に当たり、協議会内に運営管理者（以下、「管理者」という。）を置く。また、管理者の下に「運用責任者」、「システム責任者」、「監査責任者」を置く。

2 管理者は、協議会会長が指名する。

3 「運用責任者」、「システム責任者」、「監査責任者」は、協議会会長が指定する施設より選出する。なお、指定を受けた施設は各責任者を自施設から選任し氏名等を協議会会長に届けなければならない。

## (管理者の責務)

第4条 管理者は、堺市地域医療情報ネットワークシステムの運営、機密保持及び情報管理について責任を持つものとする。

2 管理者は、堺市地域医療情報ネットワークシステムの円滑な運用に努めなければならない

ない。

- 3 管理者は、堺市地域医療情報ネットワークシステムが適正に利用されているか監視し、不適切な利用と認められる場合は、利用施設に改善を求めることとし、改善が認められないときは、利用を中止させることができる。

(運用責任者の責務)

第5条 運用責任者は、以下の責務を負う。

- (1) 堺市地域医療情報ネットワークシステムの利用者を管理し、不正な利用を防止すること。
- (2) 堺市地域医療情報ネットワークシステムを正しく利用させるため、マニュアルの整備を行い、利用者の利用を補助すること。
- (3) 患者及び利用者からの問合せ、苦情等を受け付ける窓口を設けること。

(システム責任者の責務)

第6条 システム責任者は、以下の責務を負う。

- (1) 堺市地域医療情報ネットワークシステムに用いる機器及びソフトウェアを導入するにあたり、その機能を確認し、これらの機能が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）」の最新版に示される各項目に適合するよう留意すること。
- (2) 堺市地域医療情報ネットワークシステムの機能要件に挙げられている機能が支障なく運用される環境を整備すること。
- (3) 機器やソフトウェアに変更があった場合においても電子保存された情報が継続的に使用できるよう維持すること。

(サーバの管理)

第7条 公開施設の診療情報を公開するため設置するサーバの安全管理については、公開施設の病院長がその管理責任を負う。

- 2 公開施設の病院長は、サーバを安全に管理するため管理担当者を病院内に配置し、配置した管理担当者の氏名等を協議会会長に届けなければならない。

(利用申込み等)

第8条 堺市地域医療情報ネットワークシステムを利用することができるのは堺市域の第2条1号に掲げる利用施設及び、これらの施設と連携を要する堺市外の施設とする。

(利用施設の利用及び停止)

第9条 利用施設の代表者は、堺市地域医療情報ネットワークシステムの利用に際し、協議会会長に「利用申込書」（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 利用施設の代表者は、堺市地域医療情報ネットワークシステムの利用を止める場合、協議会会長に「利用停止届」（様式第2号）を提出しなければならない。

(利用者)

第10条 堺市地域医療情報ネットワークシステムは第9条の利用申込を承認された利用施設に属する職員等が利用できる。

(利用者 ID 登録申請及び抹消申請)

第 1 1 条 利用施設の代表者は、利用者毎に「利用者 ID 登録申請書」(様式第 3 号)及び「堺市地域医療情報ネットワークシステム誓約書」(様式第 4 号)を協議会会長に提出しなければならない。

2 利用施設の代表者は、利用者の利用を停止する場合は、「利用者 ID 登録廃止届」(様式第 5 号)を協議会会長に提出しなければならない。

(施設情報の変更)

第 1 2 条 利用施設の施設名および代表者等の変更が生じた場合は、速やかに変更届(様式第 6 号)を協議会会長に提出しなければならない。

(個人情報保護)

第 1 3 条 利用者は、堺市地域医療情報ネットワークシステムを利用する際、この規程のほか、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)その他関係法令等(以下「法令等」という。)を遵守しなければならない。

(利用者の責務)

第 1 4 条 利用者は以下の責務を負う。

(1) 堺市地域医療情報ネットワークシステムを通じて入手した情報について、適正な利用に努めるとともに、本事業遂行における目的以外での利用をしないこと。

(2) みだりにパソコン等への診療情報の保存もしくは印刷等を行わないこと。

(3) 自身の利用者 ID やパスワードを管理し、これを他者に利用させないこと。

(4) 閲覧終了あるいは離席する際は、必ずログアウト操作を行うこと。

(5) 利用するパソコン等にファイル交換ソフト等不正なソフトウェアをインストールしないこと。

(6) 堺市地域医療情報ネットワークシステムの異常や不正なアクセスを発見した場合は、速やかに利用施設の代表者に連絡し、その指示に従うこと。

(ID等の管理)

第 1 5 条 利用者は、ID及びパスワードを適切に管理するとともに、当該ID等を他人に譲渡又は利用させてはならない。

2 利用施設の代表者は、所属する利用者がこの規程の利用者に該当しなくなったときは、直ちに利用者ID登録廃止届(様式第5号)を協議会会長に提出しなければならない。

3 利用者がID及びパスワードを失念等したときは、直ちに利用者ID・パスワード再発行届(様式第7号)を協議会会長に提出しなければならない。

(利用取消し)

第 1 6 条 協議会会長又は管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、堺市地域医療情報ネットワークシステムの利用を取り消すことができる。

(1) この規程の利用者に該当しなくなったとき。

(2) 法令等に違反したとき。

(3) 診療情報の取り扱いが不適切であり、指導又は警告等にもかかわらず改善が認めら

れないとき。

(利用時間)

第17条 堺市地域医療情報ネットワークシステムの利用は、常時可能とする。

2 利用施設に設置されるサーバ個別の利用に関しては、その施設において定めるものとする。

(適用制限)

第18条 管理者は、堺市地域医療情報ネットワークシステムの良好な運用を維持するために必要となる定期的な保守点検に伴う運用の停止を行う場合は、利用施設に対し、システムを通じて事前に停止期間を通知するものとし、不定期に必要となった点検保守又は緊急で行う修理等で運用を停止する場合は通知することなく運用を停止するものとする。

2 管理者は、堺市地域医療情報ネットワークシステムの機能向上のために必要となる機能変更に伴う運用の停止を行う場合は、利用者に対し、システムを通じて事前に停止期間を通知するものとし、緊急で行う必要がある機能変更で運用を停止する場合は、通知することなく運用を停止するものとする。

3 その他協議会会長又は管理者が、堺市地域医療情報ネットワークシステムの運用をやむを得ず停止する必要があると判断したときは、利用者に対し通知することなく運用を停止することができるものとする。

(通信内容の削除)

第19条 通信内容について次に該当する場合、管理者はその内容を削除することができる。

(1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。

(2) 法令等に違反したとき。

(患者同意等)

第20条 堺市地域医療情報ネットワークシステムを利用して診療情報を閲覧する場合は、利用施設において、同施設内、または同施設が公開しているホームページに協議会が作成した利用目的、患者から留保の意志について明示したものを掲示し、患者又は患者代理人への口頭による同意、同意を取得した旨を堺市地域医療情報ネットワークシステムに記録しなければならない。

2 患者又は患者代理人から、前項の同意を取得した利用施設は、速やかに連携する公開施設に連絡し、公開施設は、診療情報を閲覧することができる状態にしなければならない。

3 患者又は患者代理人から、明確な同意を得るよう利用施設に求めがあった場合、堺市地域医療情報ネットワーク同意書(様式第8号)を取得しなければならない。

4 患者又は患者代理人から、診療情報の閲覧について留保の申出があった場合、堺市地域医療情報ネットワーク同意撤回書(様式第9号)を取得し、公開施設は速やかに公開を停止しなければならない。

5 同意を取得した患者の診療情報を閲覧することができる期間は、次のとおりとする。

(1) 前項の同意を取得した日付から過去1年にさかのぼり公開する。

(2) 患者又は患者代理人から堺市地域医療情報ネットワーク同意撤回書(様式第9号)による届出があるまでの期間とする。

(3) 参照施設から3年間、閲覧されない患者情報は公開を取り消す。なお、再度閲覧が必要になった場合、前号の同意撤回書の届出がない場合に限り、参照施設から公開施設に公開依頼を行うことができる。

6 利用施設は、診療情報を公開している患者の死亡を確認した場合は、直ちに公開施設に連絡し、公開施設は当該患者の医療情報の公開の取消しを行うものとする。

7 患者の生命、身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき、救命に係わる協議会から閲覧を許可した利用者においては、1項に定める同意の取得を省略し患者情報を閲覧することができる。

(弁償)

第21条 利用者が第16条の2項及び3項の規定に該当して堺地域医療情報ネットワークシステムに障害を発生させ、又は保持する情報を漏えいさせた場合は、利用者は故意又は過失の程度に応じ、修理又は弁償に要した経費を支払わなければならない。

(診療情報の取扱い)

第22条 堺市地域医療情報ネットワークシステムで閲覧した診療情報の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 閲覧した時点で、診療情報の管理責任の所在が利用施設及び利用者に帰属する。

(2) 利用施設及び利用者は、閲覧した診療情報は個人情報であることを強く認識し、万全の注意を払い慎重に取り扱われなければならない。

(3) 利用施設及び利用者は、閲覧した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、患者への説明及び診療目的以外に利用してはならない。

(4) 利用施設及び利用者は、閲覧した診療情報を紙又は電子媒体等に記録して施設外に持ち出してはならない。

(5) 堺市地域医療情報ネットワークシステムの端末を外部に持ち出して使用する場合、パスワードロックなど認証を必ず設定しなければならない。

(情報公開請求)

第23条 患者又は患者代理人が診療情報及び診療情報のアクセス履歴の個人情報開示請求をする場合は、公開施設に対して行う。

(監査)

第24条 管理者は、監査責任者に年1回情報システムの監査を実施させ、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、必要に応じて臨時の監査を命ずることができる。

3 監査の内容については、協議会の審議を経て、管理者がこれを定める。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、協議会会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月7日から施行する。

この規程は、令和6年6月13日から施行する。

この規程は、令和7年5月26日から施行する。